

湖山池漁業協同組合

内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、湖山池漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえび。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、別記様式第1号の申請書でなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を第7条第3項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- 1 さお釣及び手釣（引懸（ゾロ）、ルアーを除く）
 - 2 たも網
 - 3 徒手採捕
- 2 第1項の場合において、船又はいかだ等を用いてはならない。
 - 3 第1項の場合において、撒き餌（アミ）をしてはならない。

(禁止区域等)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鳥取市金沢における湖山川河口から上流 500m及び同河口から右岸 150m、左岸 50mの間の沖合 100mの水域	1月1日から 12月31日まで
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結んだ直線以西の湖山池の水域	
石がま	10月1日から 翌年7月15日まで
石がまの周辺 18m以内の区域	
鳥取市福井における福井川河口から上流 660mの水域	5月15日から 7月15日まで
鳥取市金沢における宇田川河口から同市金沢における坂津橋下流端の水域	
鳥取市松原における枝川河口から上流 595mの水域	
鳥取市高住における高住川河口から上流 315mの水域	
鳥取市布勢における新内新田川の水域、同市湖山町南三丁目における旧内新田川の水域及び同市湖山町三丁目における新内新田川河口以東の水域	
鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点の扉門の上流端から上流 370mの垂井川の水域	

2 次の左欄に掲げる魚種については、中欄の区域内において、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

魚 種	区 域	期 間
こい及びふな	湖山池	5月15日から 7月15日まで

しらうお	鳥取市高住字濱手 136 番地の 13 から 158 番地の 2 にかけての岸から沖合 30m の間	3 月 1 日から 5 月 31 日まで
	鳥取市良田の農業廃水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合 30m の間	
	鳥取市良田字大黒見 638 番地から鳥取市松原字新開田 597 番地 1 にかけて岸から沖合 30m の間	
	鳥取市金沢字町山分 758 番地から字大門山分 757 番地にかけて岸から沖合 30m の間	
	鳥取市三津 1232 番地の 3 から 1233 番地の 1 にかけて岸から沖合 30m の間	

3 次の表の左欄に掲げる区域において中欄に掲げる禁止漁具又は漁法により、右欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

区 域	禁止漁具又は漁法	水産動物の種類
湖山川（鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町南一丁目の境界線から下流の区域）	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ

（全長制限）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15 cm 以下
う な ぎ	30 cm 以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	さお釣り、手釣り、たも網 徒手採捕	1 日 1,000 円、1 年 10,000 円
ふな		
うなぎ		
わかさぎ		
しらうお		
えび		

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表右欄のとおりとする。

区 分	遊漁料
鳥取市に住所を有する者	無 料
鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下及び80歳以上の者	無 料
鳥取市外に住所を有する者で、高校生及び身体障害者（手帳所持者による。）	前項に規定する額の2分の1の額

- 3 遊漁料の納付は、湖山池漁業協同組合事務所（鳥取市湖山町南一丁目 969-5）においてしなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 遊漁者が第2条第1項に違反したときの遊漁料は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料に10,000円上乗せした額とする。

- 2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

（附則）

この規則は、認可の日から発効する。

遊漁承認申請書

湖山池漁業協同組合 様

私は、湖山池漁業協同組合の漁場区域内で遊漁を行いたいので、承認していただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

氏 名

年 令

連絡先	電 話	
	メー ル	
生年月日	年 月 日	

種 別		一日券	年 券
鳥 取 市 民		無	料
鳥 取 市 外	①一 般	1,000円	10,000円
	②中学生以下・80歳以上	無	料
	③高校生(証明 有・無)	500円	5,000円
	④身障者(証明 有・無)	500円	5,000円

様式第2号

(表面)

No.		遊漁承認証	
氏名		年 月 日生	
住所			
交付	年 月 日		
<p>年 月 日まで有効</p> <p>鳥取市湖山町南1丁目969-5 湖山池漁業協同組合 電話 0857-28-1078</p>			

(裏面)

湖山池遊漁規則抜粋		
1 禁止事項 ①ソロ釣り ②ルアー釣り ③船またはいかだ釣り ④撒き餌(アミ) ⑤四つ手網、投網、刺網(たも以外の網) ⑥かにカゴ ⑦その他県の規則で禁止されている漁法		
2 禁漁期間		
魚種	区 域	期 間
鯉・鮒	全区域	5月15日～7月15日
シラウオ	高住大宝開西樋工場前附近 良田の農業排水路河口附近 県道鳥取鹿野倉吉線沿いで良田と松原の境界附近 つづらお附近・海洋センター附近	3月1日～翌年5月31日
3 禁漁区域		
	区 域	期 間
	金沢地区内の長良川河口から上流500m及び河口から右岸150m 左岸50mの間の沖合100mの区域、つづらお入口にある忠魂碑 と金沢の芋田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以内の区域・石がま 石がまの周辺18m以内の区域	年間を通じて 10月1日～翌年7月15日
4 全長制限(創設寸法以下は採捕禁止)		
魚種	全 長	
鯉	15cm以下	
うなぎ	30cm以下	
遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のため 声をかけることがありますので、ご協力下さい。		